

答申第 825 号

情公第 2428 号

令和 7 年 12 月 3 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 4 月 8 日付けで諮詢された特定事件に関する文書一部非公開の件  
(その 56)（諮詢第 855 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づく令和元年12月20日付け裁決を受けて行った行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表3の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、平成28年11月21日付けで、行政文書一部公開決定（以下「前回処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、前回処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求に対し、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、平成30年4月25日付けで、神奈川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。
- (5) 上記(4)の諮問に対し、当審査会は、令和元年5月29日付けで次の内容の答申（以下「前回答申」という。）を行った。
  - ア 実施機関は、別表1の「行政文書名」欄に掲げる文書を対象文書として特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきである。
  - イ 実施機関は、前回処分において非公開とした情報の一部を公開すべきである。
  - ウ 実施機関は、前回処分において特定した文書のうち、公開請求の対象外としたものについては、改めて諾否決定を行うべきである。
- (6) 前回答申を受けた諮問実施機関は、令和元年12月20日付け裁決（以下「本件裁決」という。）を行い、本件裁決を受けた実施機関は、審査請求人に対し、令和2年1月10日付けで、別表2の「行政文書名」欄に掲

げる行政文書中、同表の「非公開情報」欄に掲げる情報（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とする行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(7) 審査請求人は、令和2年1月15日付で、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 行政文書の特定の妥当性について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

イ 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、不存在や文書の特定の審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。慣例に従って、再度の探索をすべきである。

ウ 文書の特定についての弁明も、対象文書が本件で特定された文書で全くされている場合に該当する言説であって、特定漏れがあったことを否定しうるものではないうえ、実際に前回処分は答申で認められたとおり特定漏れがあったものに係るものであるから、さらに特定漏れがあることは否定できない。

#### (2) 条例第5条各号該当性及び理由付記の不備の違法について

ア 非公開部分は、いずれも、条例第5条各号に該当しないか、たとえ該当したとしても、同号ただし書全てに該当する。

イ 「県のたより」に係る起案文書、知事及び副知事の日程表、県民意見受付表、実施機関と知事との間で交わされたメール、平成28年8月4日付け決裁文書、公開請求に係る起案文書における、個人の氏名、個人の住所、メールアドレス、電話番号、電話番号他、勤務先他、公務外の日程他、国の機関の電話番号他とされる情報は、誰に係る情報なのかが何らも明らかではなく、個人の範囲も不明であるうえに、「電話番号

他」、「勤務先他」、「公務外の日程他」、「国の機関の電話番号他」との理由付記が必ずしも、「他」の前の情報とそれ以外の何という情報となのかを限定することができるとは言えないし、何が「他」で表現されているのかが明確ではない以上、行政処分の恣意性を抑止することになつておらず、そして、それぞれ「他」の前の情報以外の何らかの情報を「他」に還元することは不服申立てに際して十分な手がかりを与えているとは言えないから、情報が如何なる抽象的な性質を有する情報なのかにつき不開示情報を開示しない限度で具体的な事情に基づいて理由を付記したものとは言えず、理由付記の不備の違法があったというべきであるから、当然に取り消すべきである。

また、住所の一部といったように、何々の一部という理由付記では、何々のどの箇所をもって一部と称しているのかが不明であり、理由付記として十分であるとは言えないから、理由付記の不備の違法があったというべきであり、当然に取り消すべきである。

ウ 職員の休暇取得日は、休暇の種類が判明しない以上、単に休暇取得日というだけではなお、職務遂行情報として条例第5条第1号ただし書ウに該当し、開示すべきである。

エ 知事の私用電子メールアドレスとされる情報については、公務で使用する電子メールアドレスは、私用のものとは言えず、職務遂行情報として条例第5条第1号ただし書ウに該当し、開示すべきである。

また、公務外の日程といつても、知事の交際は職務遂行情報であるし、公表情報であるし、公表慣行を有する情報であることから、条例第5条第1号ただし書イ及びウに該当し、開示すべきである。

オ 知事及び副知事の日程表における法人の名称、電話番号他については、当該行政文書に記載されていることが明らかになつても、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるとはいえないし、法人の名称、電話番号他自体は登記簿や電話帳等により公表されるものであるから、条例第5条第2号に該当しない。したがって、開示すべきである。

カ 実施機関と知事との間で交わされたメールにおける法人の名称、法人に属する個人の氏名、役職については、法人の名称は上述のとおりであ

り、法人に属する個人の氏名、役職は、その個人が法人の役職についていることにより、当該法人における職務として当該文書に記載されていると言えるから、当該役員個人の活動ではなく、法人としての活動として記載されているということができる。また、県の施策への参加を辞退するか否かは、法人の自由であって、それが公表されたからといって、何ら咎めたてられるものではない。そうすると、当該情報は、法人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第5条第2号に該当せず、開示すべきである。

キ 知事及び副知事の日程表における法人の名称、電話番号他については、なぜ、これを開示すると条例第5条第4号柱書にいう支障を及ぼすおそれがあるといえるのかが不明であり、理由付記として十分であるとは言えないから、理由付記の不備の違法があったというべきであり、当然に取り消すべきである。したがって、開示すべきである。

ク 国の機関の電話番号他は、一般人が問い合わせすることができるようするためにも開示すべきである。したがって、条例第5条第4号柱書に該当せず、開示すべきである。

また、国の機関の電話番号を開示することで、なぜ県に支障が生じるおそれがあるのかが不明であり、理由付記として十分であるとは言えないから、理由付記の不備の違法があったというべきであり、当然に取り消すべきである。

ケ 知事及び副知事の利用する公用車の登録番号については、走行や駐車中に一般に公になるものであるし、その利用者が知事及び副知事であれば説明責任も高まる。

また、なぜ、これを開示すると条例第5条第4号柱書にいう支障を及ぼすおそれがあるといえるのかが不明であり、理由付記として十分であるとは言えないから、理由付記の不備の違法があったというべきであり、当然に取り消すべきである。したがって、条例第5条第4号柱書には該当せず、開示すべきである。

コ 実施機関と知事との間で交わされたメールにおける法人の名称、法人に属する個人の氏名、役職については、なぜ、これを開示すると条例第

5条第4号柱書にいう支障を及ぼすおそれがあるといえるのかが不明であり、理由付記として十分であるとは言えないから、理由付記の不備の違法があったというべきであり、当然に取り消すべきである。したがって、開示すべきである。

サ 県業務用または職員個人用メールアドレスについては、まず、プライベートのものではなく職務遂行のためのメールアドレスである以上、個人用ということはできないし、公務遂行のためのアドレスであれば、これを公にするというのが条例第5条第1号ただし書ウの趣旨である。そうすると、この趣旨に反して、何らの蓋然性もないメール送付のおそれ程度でこれを不開示とすることは許されないというべきである。したがって、条例第5条第4号柱書には該当しない。

シ 実施機関と知事との間で交わされたメールにおける取材にかかる情報や特定事件への対応に関する情報等については、不開示箇所とその理由がトートロジーになってしまっており、理由付記の不備の違法があるというべきである。実施機関の弁明書における3(1)ウ(カ)の下から5行目から3行目までの情報が、下から2行目から次ページの上から3行目までに該当するから不開示と理由付記するのではなく、どのような情報が下から5行目から3行目までの情報であるから下から2行目から次ページの上から3行目までに該当するとして不開示であるという理由付記をしなければならないものである。

また、下から5行目から3行目までの情報であるからといって一律に不開示とする理由はない。

処分庁は、公文書管理や情報公開の精神を全く理解していない。したがって、条例第5条第4号柱書には該当しない。

ス 県民意見受付表における特定の団体の内部情報とされる情報については、情報の内容に鑑みると、とあるが、これではどのような内容に鑑みるのかが全く明らかではなく、理由付記として十分であるとは言えないから、理由付記の不備の違法があったというべきであり、当然に取り消すべきである。

県民意見受付表における特定の団体の内部情報とされる情報であると

いうだけでは、犯罪を誘発する恐れがあるとは言えない。したがって、条例第5条第6号には該当しない。

セ 実施機関と知事との間で交わされたメールにおける、警察による捜査中の事案に関するものなど、当該情報の性質、当時の状況等に照らして公にすることができない情報については、不開示箇所とその理由がトートロジーになってしまっており、理由付記の不備の違法があるというべきである。情報の内容や特定事件の特異性を含めた当時の状況に鑑み、情報の性質、当時の状況等に照らして、とあるが、これではどのような内容や状況に鑑みるのかや、情報のどのような性質、当時のどのような状況等に照らすのかが全く明らかではなく、理由付記として十分であるとは言えないから、理由付記の不備の違法があったというべきであり、当然に取り消すべきである。

実施機関の弁明書における3(1)エ(イ)の1行目から3行目までの情報が4行目から6行目までに該当するから不開示と理由付記するのではなく、どのような情報が1行目から3行目までの情報であるから4行目から6行目までに該当するうえ、どのような内容に鑑みるのか、情報のどのような性質、当時のどのような状況等に照らすのかまで説明して不開示であるという理由付記をしなければならないものである。

不開示箇所が、当該メールにおける、「警察による捜査中の事案に関するものなど」とあるが、「警察による捜査中の事案に関するものなど」との理由付記が、必ずしも、「など」の前の情報とそれ以外の何という情報なのかを限定することができるとは言えないし、何が「など」で表現されているのかが明確ではない以上、行政処分の恣意性を抑止することになっておらず、そして、警察による捜査中の事案に関するもの以外の情報のみを「他」に還元することは不服申立てに際して十分な手がかりを与えているとは言えないから、情報が如何なる抽象的な性質を有する情報なのかにつき不開示情報を開示しない限度で具体的な事情に基づいて理由を付記したものとは言えず、理由付記の不備の違法があったというべきであるから、当然に取り消すべきである。

当該メールにおける、「警察による捜査中の事案に関するものなど」

とされる情報であるというだけでは、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。したがって、条例第5条第6号には該当しない。

また、当該メールにおける、「警察による捜査中の事案に関するものなど」とされる情報であるからといって一律に不開示とする理由はない。

したがって、条例第5条第6号には該当しない。

#### (3) 条例第7条該当性について

ア 不開示部分は、いずれも、条例第7条に該当する。

イ 特定事件の重大性に鑑みて、ただし書の生命等保護規定や公益上の理由による裁量的開示規定は、まさに本件のような場合に発動すべきであって、言い換えれば、本件で発動しなければ如何なる場合にも同規定が発動されず、空文化することを懸念する。

#### (4) その他の主張

実施機関は、かねてより、審査会の答申で開示の判断が出ている情報につき不開示と判断している。これは、条例第16条第1項の規定に違反するとともに、同条例及び行政不服審査法の全体の精神にも違反している。このような措置を繰り返すことで審査請求人に現金書留の高額な出費を強いており、これは由々しき事態である。

### 4 実施機関（担当：政策局知事室）の説明要旨

#### (1) 行政文書の探索の不十分性及び解釈上の行政文書不存在について

審査請求人は、文書の探索が不十分であることや、解釈上、行政文書に該当しないと判断したことが違法である旨主張しているが、次のとおり、かかる主張には理由がない。

ア 文書の探索について

本件請求において、「行政文書を管理している室課所」として特定を受けた知事室は、所掌事務として、知事及び副知事の秘書に関すること、県民との対話行政（他課の主管に属するものを除く。）の総合的企画及び調整に関する事、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等による広報その他行政情報の提供に関する事等を所管しているところである。

知事・副知事の秘書に関する所管事務の一環として、知事・副知事の日程表、県民意見受付表、運転日報、旅費請求書、交際費の起案文書、知事と送受信した電子メールを、県民との対話行政に関する所管事務の一環として、フォームメールへの回答起案文書、情報公開請求の起案文書を、広報その他行政情報の提供に関する所掌事務の一環として、県のたよりの起案文書、報道機関へのお知らせ、広報計画の起案文書を管理していたものであり、知事室は、特定事件に關係する業務を所管しているものではない。

よって、知事室は、弁明書内に掲げた行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を探索するにあたり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

#### イ 解釈上の行政文書不存在について

審査請求人は、いかなる事実をもってかかる主張を行っているのかは不明であるが、本件請求の対象文書となる行政文書としては、弁明書内に掲げた行政文書しか管理しておらず、他に解釈上、行政文書に該当しないと判断した文書は存在しない。

### (2) 非公開情報該当性について

#### ア 条例第5条第1号該当性について

##### (ア) 平成28年7月25日から同年9月16日までの「県のたより」に係る起案文書における、個人の氏名

特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。また、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

##### (イ) 平成28年7月26日から同年9月23日までの知事及び副知事の日程表における、個人の住所、氏名、電話番号他

これらの情報は、特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、これらの情報は、

同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

- (ウ) 平成28年7月26日から同年9月21日までの県民意見受付表における、個人の住所、氏名、電話番号、勤務先他

これらの情報は、意見申出者又は提案者の氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

- (エ) 平成28年8月に特定事件に関し実施機関と知事との間で交わされたメールにおける、個人の氏名

特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

- (オ) 平成28年8月4日付け決裁文書における、個人の住所、氏名、電話番号、メールアドレス

これらの情報は、特定の個人の氏名とともに記載されているため、特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

- (カ) 平成28年8月19日付け及び24日付け行政文書の公開請求に係る起案文書における、個人の住所、氏名、電話番号

これらの情報は、いずれも公開請求者の氏名とともに記載されているため、特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

- (キ) 平成28年7月26日から同年9月21日までの知事及び副知事利用公用車に係る運転日報における、職員の休暇取得日

これらの情報は、これらの者の氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。

もっとも、これらの者の氏名については、職務の一環として運転を行った者として記載されたものであり、かつ、当該職員の氏名等が職員録等に掲載され公にされているという事実に鑑みれば、同号ただし書イにより公開されるべきものであり、本件処分においても現に公開されているものであるが、その職員の休暇取得日については、現に公にされ又は公にすることが予定されているものではないため、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しない。

よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(ク) 平成28年7月26日から同月31日までの知事及び実施機関の職員に係る旅費請求書における、知事及び実施機関の職員の職員番号、住所の一部

これらの情報は、これらの者の氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。

もっとも、これらの者の氏名については、職務の一環として旅行を行った者として記載されたものであり、かつ、当該職員の氏名等が職員録等に掲載され公にされているという事実に鑑みれば、同号ただし書イにより公開されるべきものであり、本件処分においても現に公開されているものであるが、その職員番号及び住所の一部については、これを公にしている事実もなく、また、公にする予定もないため、同号ただし書イには該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しない。

よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(ケ) 平成28年8月に特定事件に関し実施機関と知事との間で交わされた

メールにおける、知事の私用電子メールアドレス、公務外の日報

これらの情報は、その氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。

もっとも、その氏名については、業務の一環としてやりとりした電子メールに記載されているものであり、かつ、その氏名は公にされているという事実に鑑みれば、同号ただし書イにより公開されるべきものであり、本件処分においても現に公開されているものであるが、その私用電子メールアドレス及び私事を推測し得る事項は、これらを公にしている事実もなく、また、公にする予定もないため、同号ただし書イには該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しない。

よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(コ) 平成28年7月26日から同年9月23日までの知事及び副知事の日程表における、公務外の日程他

公務外の日程他の情報を公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報として条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

イ 条例第5条第2号該当性について

(ア) 平成28年7月26日から同年9月23日までの知事及び副知事の日程表における、法人の名称、電話番号他

法人の名称、電話番号他の情報を公開することにより、法人の正当な利益を害するおそれがある情報として、条例第5条第2号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、これらの情報は同号ただし書に該当しない。

(イ) 平成28年8月に特定事件に関し実施機関と知事との間で交わされたメールにおける、法人の名称、法人に属する個人の氏名、役職

法人の名称、法人に属する個人の氏名、役職の情報を公開することにより、県の施策への参加を辞退したことが公になるなど、法人の正当な利益を害するおそれがある情報として、条例第5条第2号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、これらの情報は条例第5条第2号ただし書に該当しない。

#### ウ 条例第5条第4号柱書該当性

(ア) 平成28年7月26日から同年9月23日までの知事及び副知事の日程表における、法人の名称、電話番号他

法人の名称、電話番号他を公開することにより、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 平成28年7月26日から同年9月23日までの知事及び副知事の日程表における、国の機関の電話番号他

公開を予定していない情報であり、公開することにより電話が集中するなど、国及び県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 平成28年7月26日から同年9月21日までの知事及び副知事利用公用車に係る運転日報における、公用車の登録番号

知事、副知事が利用する公用車の登録番号を公開することにより、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、条例第5条第4号柱書に該当する。

(エ) 平成28年8月に特定事件に関し実施機関と知事との間で交わされたメールにおける、法人の名称、法人に属する個人の氏名、役職

法人の名称、法人に属する個人の氏名を公開することにより、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、条例第5条第4号柱書に該当する。

(オ) 平成28年8月に特定事件に関し実施機関と知事との間で交わされたメールにおける、県業務用又は県職員個人用メールアドレス

悪意のある第三者からのウイルス付メールや不必要的営利目的によ

るダイレクトメールの送付により、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、条例第5条第4号柱書に該当する。

(カ) 平成28年8月に特定事件に関し実施機関と知事との間で交わされたメールにおける、取材にかかる情報や特定事件への対応に関する情報、補正予算に関する情報のうち事務の実施に影響を与える関連情報  
特定施設の運営者やその他関係者の誤解を招きかねない未決定情報が含まれており、公開することによりその後これらの者との調整の下に行われる特定事件への事後対応全般について支障を及ぼすおそれがあるため、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、条例第5条第4号柱書に該当する。

## エ 条例第5条第6号該当性について

(ア) 平成28年7月26日から同年9月21日までの県民意見受付表における、特定の団体の内部情報

情報の内容に鑑みると、公開することにより、犯罪を誘発するおそれがあると認められる情報として、条例第5条第6号に該当する。

(イ) 平成28年8月に特定事件に関し実施機関との間で交わされたメールにおける、警察による捜査中の事案に関するものなど、当該情報の性質、当時の状況等に照らして公にすることができない情報

情報の内容や特定事件の特異性を含めた当時の状況に鑑み、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報として、条例第5条第6号に該当する。

## (3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることに鑑みると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命・身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

審査請求人は、本件処分において非公開とした情報が条例第7条に該当する旨主張するが、別表2の情報の内容及び性質に鑑みれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命・身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めるることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは適当である。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法であると主張している。これに対し実施機関は、本件裁決において明らかなように、行政文書の特定については既に審査済みであり、これを覆す新たな事情もないため、文書の特定に遺漏はない旨主張している。

そこで検討すると、当審査会は前回答申において、実施機関は別表1の「行政文書名」欄に掲げる文書を対象文書として特定した上で、改めて諾否決定を行うべき旨の判断を示した。そして、その後の本件裁決の内容及び本件処分の内容を確認したところ、当審査会による前回答申に沿った判断が行われていることが認められ、当該文書以外に請求内容に合致する文書の存在をうかがわせる新たな事情も認められない以上、行政文書の特定に遺漏はないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、本件処分における行政文書の特定は妥当である。

### (2) 非公開情報該当性について

実施機関は、別表2の「行政文書名」欄で掲げる行政文書に含まれる情報の一部を非公開としていることから、以下その妥当性を検討する。

ア 別表2の項番1の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下「行政文書①」という。）について

当審査会が確認したところ、行政文書①は「県のたより」の発行等に関する起案文書であると認められ、実施機関は、これに含まれる情報で

ある特定の個人の氏名を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、また、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しないと認められることから、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ 別表2の項番2の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下「行政文書②」という。）について

当審査会が確認したところ、行政文書②は、知事及び副知事の日程表であると認められる。実施機関は、これに含まれる情報の一部が条例第5条第1号、同条第2号及び同条第4号柱書に該当することを理由に非公開としていることから、各号該当性について以下検討する。

(ア) 条例第5条第1号該当性について

a 条例第5条第1号本文該当性について

実施機関は、行政文書②中の個人の氏名、肩書及び日程の一部について、特定の個人が識別される情報又は知事、副知事の私事が推測され、個人の権利利益が害される情報であるとして、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は、特定の個人の行動内容等がその氏名及び肩書とともに記録されたものであることから、一体として条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められる。

b 条例第5条第1号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第1号本文に該当する場合であっても、同号ただし書アからエまでに規定するいずれかの情報に該当すれば例外的に公開対象となる。

これを本件についてみると、実施機関が非公開とした情報のうち、各公務員の氏名及びその肩書に関する情報（以下「(a)情報」とい

う。)は、同号ただし書イに規定する「慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」であると認められる。また、実施機関が非公開とした情報のうち、副知事が県の事業に関連して関係者と接触したことを示す情報(以下「(b)情報」という。)は、同号ただし書ウに規定する「公務員等の職務遂行の内容に係る情報」であると認められる。

よって、実施機関は(a)情報及び(b)情報を公開すべきである。

c 条例第6条の規定に基づく部分公開の可否について

次に、実施機関が非公開とした情報のうち、(a)情報及び(b)情報を除いた情報(以下「部分公開検討情報」という。)について、条例第6条の規定に基づく部分公開の可否を検討する。

この点、まず、部分公開検討情報のうち、個人の氏名及び肩書は、部分公開の対象から除外される「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分」(同条第2項)に該当するため、部分公開の余地はない。また、部分公開検討情報には、公務外の日程と認められる情報が存在しており、かかる情報を公開すれば個人のプライバシーが害されるおそれがあることから、「公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」(同条第2項)に該当しないため、かかる情報も部分公開できない。

一方、その余の部分公開検討情報は、記号、単語その他一般的な記述にとどまる情報であり、これを公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるため、部分公開すべきである。

(イ) 条例第5条第2号該当性について

実施機関は、行政文書②中の法人の名称について、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報であるとして、条例第5条第2号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は知事、副知事に取材を行った報道機関の名称であると認められる。この点、当審査会が実施機関に非公開理由を改めて確認したところ、当該取材は公表の有無が明確ではない取材であり、公にすることにより報道機関がどのような取材活動を

行っているか明らかとなり、今後の取材活動に影響が生じるためである旨説明があった。

しかし、当該情報は報道機関の名称にすぎず、取材内容そのものではないから、これを公開することで報道機関の今後の取材活動に影響が生じるとは認め難い。よって、当該情報は条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報には該当しない。

(ウ) 条例第5条第4号柱書該当性について

a 国の機関の電話番号について

実施機関は、行政文書②中の国の機関の電話番号について、公開を予定していない情報であり、公開することで電話が集中することにより、国及び県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は特定省庁の大蔵室の電話番号であると認められ、当該情報が公開されると、問合せ等が集中することにより、当該省庁の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。

そのため、実施機関が当該情報を条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

b 法人の名称について

実施機関は、行政文書②中の法人の名称について、公開することにより県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書にも該当する旨を弁明書にて説明している。

しかし、当該情報は知事、副知事に取材等を行った報道機関の名称にすぎず、これが公開されることで県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる具体的根拠が示されてい るとはいえないため、当該情報は条例第5条第4号柱書に該当しない。

(エ) 小括

以上のことから、実施機関は別表3の項番2の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

ウ 別表2の項目3の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下「行政文書③」という。）について

当審査会が確認したところ、行政文書③は、実施機関に寄せられた意見をとりまとめた一覧表であると認められ、実施機関は、これに含まれる情報の一部が条例第5条第1号本文及び同条第6号に該当することを理由に非公開としていることから、各号該当性について以下検討する。

(ア) 条例第5条第1号該当性について

実施機関は、行政文書③中の個人の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、勤務先及び肩書について、特定の個人が識別される情報であるとして、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、また、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しないと認められる。

そのため、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 条例第5条第6号該当性について

実施機関は、行政文書③中の特定の団体の内部情報について、公開することにより犯罪を誘発するおそれがある情報であるとして、条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としている。

しかし、当該情報は、外部からの真偽不明の情報であり、これが公開されることで犯罪を誘発するおそれがあるとは認め難いことから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすと認めるにつき相当の理由があるとはいえない。

よって、当該情報は条例第5条第6号に規定する情報には該当しない。

(ウ) 小括

以上のことから、実施機関は別表3の項目3の「公開すべき情報」

欄に掲げる情報を公開すべきである。

エ 別表2の項目4の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下「行政文書④」という。）について

当審査会が確認したところ、行政文書④は、公用車の運転手が作成した運転日報であると認められ、実施機関は、これに含まれる情報の一部が条例第5条第1号本文及び同条第4号柱書に該当することを理由に非公開としていることから、各号該当性について以下検討する。

(ア) 条例第5条第1号該当性について

実施機関は、行政文書④中の職員の休暇取得日について特定の個人が識別される情報であるとして、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は職員氏名とともに記載されており、一体として条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められ、また、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しないと認められる。さらに、条例第6条の規定に基づく部分公開の可否を検討すると、職員の休暇取得日は、これを公開すれば個人のプライバシーが害されるおそれがあることから、「公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」（同条第2項）に該当しないため、かかる情報も部分公開できない。

そのため、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 条例第5条第4号柱書該当性について

実施機関は、行政文書④中の公用車の登録番号について、公開することにより、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるとして、条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会が実施機関に非公開理由を改めて確認したところ、当該情報を公開すると知事が使用する自動車が特定され、知事の安全の確保に支障が生じるおそれがあるとの説明があった。

かかる実施機関の説明は否定し難いため、実施機関が当該情報を条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(ウ) 小括

以上のことから、実施機関が行政文書④に含まれる情報の一部を条例第5条第1号本文及び同条第4号柱書に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

オ 別表2の項番5の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下「行政文書⑤」という。）について

当審査会が確認したところ、行政文書⑤は知事及び実施機関職員の旅費請求書であると認められ、実施機関はその情報の一部である知事及び実施機関職員の職員番号及び住所を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、また、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しないため、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

カ 別表2の項番6の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下「行政文書⑥」という。）について

当審査会が確認したところ、行政文書⑥は、知事と実施機関職員との間で交わされたメールであると認められ、実施機関は、その情報の一部が条例第5条第1号本文、同条第2号、同条第4号柱書及び同条第6号に該当することを理由に非公開としていることから、各号該当性について以下検討する。

(ア) 条例第5条第1号該当性について

a 個人の氏名について

実施機関は、標記情報について、特定の個人が識別される情報であるとして、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開

としている。

そこで検討すると、標記情報は条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、また、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しないと認められるため、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

b 知事の私用メールアドレスについて

実施機関は、標記情報について、本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）には非公開情報である旨及び非公開の理由を記載しないまま非公開としつつ、弁明書にて条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開にしたと説明している。

当該情報について、実施機関は前回処分では条例第5条第1号に該当することを理由に非公開としており、当審査会は前回答申で実施機関の決定を妥当であると判断している。そして、当該判断を覆すに足りる新たな事情は認められないから、実施機関が当該情報を非公開としたことは結論として妥当である。

c 公務外の日程について

実施機関は、行政文書⑥中に記録されている知事の日程の一部について、公務外の日程であり、知事の私事が推測される情報であるとして、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は知事の公務外の行動内容がその氏名とともに記載されていることから、一体として、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められ、また、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しないと認められる。さらに、条例第6条の規定に基づく部分公開の可否を検討すると、知事の公務外の行動内容は、これを公開すれば個人のプライバシーが害されるおそ

れがあることから、「公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」（同条第2項）に該当しないため、かかる情報も部分公開できない。

そのため、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 条例第5条第2号該当性について

実施機関は、行政文書⑥中の法人の名称について、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報であるとして、条例第5条第2号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は、女性の社会活動の推進を目的とした県の施策への参加を辞退した法人の名称であると認められる。この点、当該情報が公開されると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとの実施機関の説明は否定し難い。

そのため、実施機関が当該情報を条例第5条第2号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(ウ) 条例第5条第4号柱書該当性について

a 県業務用又は県職員個人メールアドレスについて

実施機関は、行政文書⑥中の県業務用又は県職員個人メールアドレスについて、公開により県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるとして、条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は一般に公表されていないものと認められ、これを公開することにより悪意のある者からのウイルス付メールや不必要的営利目的によるダイレクトメールの送付により県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとの実施機関の説明は否定し難い。

そのため、実施機関が当該情報を条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

b 特定会議の開催結果に含まれる情報について

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定会議（平成28年8月開催）の開催結果に記載された、(a)特定事件の取材に関する情報、(b)特定事件の発生した特定施設の今後の運営方針に関する情報、(c)特定事件への事後対応の一環と位置付けられる補正予算に関する情報及び(d)特定事件に関する県の特定事務に関する情報であると認められる。

実施機関は、これらの情報について、特定施設の運営者やその他関係者の誤解を招きかねない情報が含まれており、公開することによりこれらの者との調整の下に行われる特定事件への事後対応全般について支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開としている。

しかし、本件処分時（令和2年1月10日）においては特定事件発生から3年以上が経過しており、既に平成29年10月の時点で特定事件の発生した特定施設の今後のあり方が「特定施設再生基本構想」としてとりまとめられていることも踏まえると、当該情報を公開しても、実施機関の説明するような支障を及ぼすおそれがあるとは認め難い。

よって、当該情報は条例第5条第4号柱書に規定する情報には該当しない。

#### (エ) 条例第5条第6号該当性について

実施機関は、特定会議（平成28年8月開催）の開催結果に記載された、警察による捜査中とされた事案に関する情報について、公開することにより犯罪を誘発するおそれがある情報であるとして、条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は、特定会議出席者間の、特定事件の模倣犯が出現しているかという質疑に関する情報であると認められる。

この点、本件処分時点（令和2年1月10日）において、特定事件の発生から3年以上が経過していることを踏まえれば、これが公開されることで犯罪を誘発するおそれがあるとは認め難いことから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすと認めるにつき相当の理由があるとはいえない。

よって、当該情報は条例第5条第6号に規定する情報には該当しない。

(オ) 小括

以上のことから、実施機関は別表3の項番6の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

キ 別表2の項番7の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下「行政文書⑦」という。）について

当審査会が確認したところ、行政文書⑦は「わたしの提案」に寄せられた問合せに対する回答の起案文書であると認められ、実施機関は、行政文書⑦中の意見申出者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び県業務用メールアドレスを条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としているから、以下検討する。

(ア) 意見申出者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスについて

標記情報は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められ、また、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しないと認められるため、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 県業務用メールアドレスについて

当審査会が確認したところ、標記情報は「わたしの提案」事務で使用される業務用メールアドレスであると認められる。

この点、当該情報は業務用のメールアドレスであって条例第5条第1号に該当しないことは明らかである。

しかし、当該情報について、実施機関は前回処分では条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としており、当審査会は前回答申で実施機関の決定を妥当であると判断している。そして、当該判断を覆すに足りる新たな事情は認められないから、実施機関が当該情報を非公開としたことは結論として妥当である。

ク 別表2の項番8の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下「行政文

書⑧」 という。) について

当審査会が確認したところ、行政文書⑧は、実施機関宛て行政文書公開請求に対する各事務手続の起案文書であると認められ、実施機関は請求者の氏名、住所及び電話番号を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められ、また、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しないと認められるため、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

#### (3) 裁量的公開について

審査請求人は、本件非公開情報について、条例第7条の規定に基づく裁量的公開を求めており、当審査会は前回答申においてその必要性を否定し、本件審査請求において当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が条例第7条の規定に基づく裁量的公開を行わなかつたことは妥当である。

#### (4) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 6 附言

#### (1) 行政文書②に含まれる非公開情報の非公開理由について

当審査会が本件決定通知書を確認したところ、行政文書②に含まれる法人名称を公開することができない理由として、「神奈川県情報公開条例第5条第2号」と記載されているが、その内容については、条例の文言が引用されているにすぎず、同号に該当すると判断した具体的な理由が示されているとは認め難いものとなっており、加えて、弁明書において本件処分時には示されていなかった非公開理由（条例第5条第4号柱書）が示されていることが認められる。

かかる理由付記は、非公開処分を行うに当たって非公開理由を付記することを実施機関に対して義務付ける条例第10条第3項の趣旨（実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与える趣旨）に反するものであるから、今後の行政文書公開請求の手続においては同項の規定に基づく適切な理由付記を行うよう、ここに附言する。

(2) 行政文書⑥に含まれる非公開情報の非公開理由等について

実施機関は、標記文書に含まれる情報の一部（知事の私用メールアドレス）について、当該情報が非公開情報である旨及び当該情報を非公開とした理由を本件決定通知書に記載しておらず、弁明書にて補足を行っていることが認められた。

これは、上記(1)で述べた条例第10条第3項の趣旨に反するものであるから、今後の行政文書公開請求の手続においては同項の規定に基づく適切な理由付記を行うよう、ここに附言する。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

行政文書名	文書の内容	該当文書
平成 28 年 8 月に特定事件に関し実施機関と知事との間で交わされたメール	平成 28 年 8 月 1 日 14 時 24 分付けメール	添付ファイル
	平成 28 年 8 月 2 日 14 時 13 分付けメール	添付ファイルの一部
	平成 28 年 8 月 3 日 15 時 23 分付けメール	添付ファイルの一部
	平成 28 年 8 月 3 日 17 時 27 分付けメール	添付ファイルの一部
	平成 28 年 8 月 4 日 14 時 06 分付けメール	添付ファイルの一部
	平成 28 年 8 月 5 日 14 時 01 分付けメール	添付ファイルの一部
	平成 28 年 8 月 8 日 14 時 32 分付けメール	添付ファイルの一部 ※特定済みのものを除く
	平成 28 年 8 月 17 日 17 時 01 分付けメール	添付ファイルの一部
	平成 28 年 8 月 18 日 17 時 00 分付けメール	添付ファイルの一部
	平成 28 年 8 月 18 日 20 時 35 分付けメール	添付ファイル
	平成 28 年 8 月 19 日 17 時 01 分付けメール	添付ファイル

別表 2

項番	行政文書名	非公開情報	非公開理由	該当条文
1	平成 28 年 7 月 25 日から同年 9 月 16 日までの「県のたより」に係る起案文書	個人の氏名	特定の個人が識別されるため	条例第 5 条第 1 号
2－1	平成 28 年 7 月 26 日から同年 9 月 23 日までの知事及び副知事の日程表	個人の住所、氏名、電話番号他	特定の個人が識別されるため	条例第 5 条第 1 号
2－2		公務外の日程他	知事、副知事の私事を推測し得るため	条例第 5 条第 1 号
2－3		法人の名称、電話番号他	公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	条例第 5 条第 2 号
2－4		国の機関の電話番号他	公開を予定していない情報であり、公開することにより電話が集中するなど事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	条例第 5 条第 4 号
3－1	平成 28 年 7 月 26 日から同年 9 月 21 日までの県民意見受付表	個人の住所、氏名、電話番号、勤務先他	特定の個人が識別されるため	条例第 5 条第 1 号
3－2		特定の団体の内部情報	犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	条例第 5 条第 6 号
4－1	平成 28 年 7 月 26 日から同年 9 月 21 日までの知事及び	職員の休暇取得日	個人情報であって、慣行として公にされ、又は公に	条例第 5 条第 1 号

	副知事利用公用車に係る運転日報		することが予定されている情報に該当しないため	
4－2		公用車の登録番号	知事、副知事が利用する公用車の登録番号を公開することにより県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	条例第5条第4号
5	平成28年7月26日から同月31日までの知事及び実施機関の職員に係る旅費請求書	知事及び実施機関の職員の職員番号、住所の一部	個人情報であって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しないため	条例第5条第1号
6－1	平成28年8月に特定事件に関し実施機関と知事との間で交わされたメール	個人の氏名	特定の個人が識別されるため	条例第5条第1号
6－2		公務外の日程	知事の私事を推測し得るため	条例第5条第1号
6－3		法人の名称、法人に属する個人の氏名	県の施策への参加を辞退した法人名を公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	条例第5条第2号
6－4		県業務用又は県職員個人用メールアドレス	悪意のある第三者からのウイルス付メールや不必要的営利目的によ	条例第5条第4号

			るダイレクトメールの送付により県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	
6－5		取材にかかる情報や特定事件への対応に関する情報、補正予算に関する情報のうち事務の実施に影響を与える関連情報	特定施設の運営者やその他関係者の誤解を招きかねない情報が含まれており、公開することによりその後これらの者との調整の下に行われる特定事件への事後対応全般について支障を及ぼすおそれがあり、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	条例第5条第4号
6－6		警察による捜査中の事案に関するものなど、当該情報の性質、当時の状況等に照らして公にすることのできない情報	確認された事実や特定事件の特異性を含めた当時の状況に鑑み、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	条例第5条第6号
7	平成28年8月4日付け決裁文書	個人の住所、氏名、電話番号、メールアドレス	特定の個人が識別されるため	条例第5条第1号

8	平成 28 年 8 月 19 日付け及び 24 日付け行政文書の公開請求に係る起案文書	個人の住所、氏名、電話番号	特定の個人が識別されるため	条例第 5 条第 1 号
---	---	---------------	---------------	--------------

別表 3

項目番号	公開すべき情報
2	<p>○2016年7月26日の知事の日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「17：30－17：36」中の非公開情報の内、1文字目から4文字目</li> </ul> <p>○2016年8月9日の知事の日程表2ページ目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8行目の表右欄の1文字目から4文字目</li> </ul> <p>※時間が記載されている欄を各一行と数えた。</p> <p>○2016年8月12日の知事の日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表欄外2行目の1文字目から4文字目</li> </ul> <p>○2016年8月23日の知事の日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「18：43－19：12」中の非公開情報の内、11文字目から12文字目</li> </ul> <p>○2016年8月26日の知事の日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「12：06－13：35」中の手書き部分1行目の非公開情報</li> <li>・11行目の表右欄の1文字目から4文字目</li> <li>・13行目の表右欄の1文字目から4文字目</li> </ul> <p>※時間が記載されている欄を各一行と数えた。</p> <p>○2016年8月31日の知事の日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「13：05－16：39」中の非公開情報の内、1文字目から3文字目</li> </ul> <p>○2016年9月5日の知事の日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「13：25－13：35」中の非公開情報の内、1文字目から4文字目</li> <li>・「14：11－14：30」中の非公開情報の内、1文字目から4文字目</li> </ul> <p>○2016年9月12日の知事の日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「09：05－09：15」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年9月16日の知事の日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12行目の表右欄の1文字目から4文字目</li> </ul> <p>※時間が記載されている欄を各一行と数えた。</p> <p>○2016年7月26日の副知事Aの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「09：40－11：00」中の非公開情報</li> <li>・「11：15－11：50」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年7月29日の副知事Aの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「16：45－17：05」中の非公開情報の内、1文字目から5文字目</li> </ul> <p>○2016年8月15日の副知事Aの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「11：45－12：00」中の非公開情報の内、1文字目から10文字目</li> <li>・「18：35－18：55」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年9月13日の副知事Aの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「16：55－17：15」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年9月16日の副知事Aの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「11：25－12：00」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年9月23日の副知事Aの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「13：00－13：55」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年8月3日の副知事Bの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「14：55－16：00」中の非公開情報</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「16：45－16：55」中の非公開情報の内、1文字目から5文字目</li> </ul> <p>○2016年8月9日の副知事Bの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「10：00－11：00」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年9月5日の副知事Bの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「16：40－17：00」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年9月12日の副知事Bの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「12：30－12：40」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年9月13日の副知事Bの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「13：00－16：40」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年7月26日の副知事Cの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「13：00－13：15」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年7月29日の副知事Cの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「※部長対応キャンセル」との記載の直上の非公開情報及び「※部長対応キャンセル」と記載された欄の右欄の非公開情報</li> <li>・「14：35－14：50」中の非公開情報</li> <li>・「15：00－15：15」中の非公開情報</li> <li>・「16：07－16：40」中の非公開情報</li> <li>・「16：40－17：00」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年8月5日の副知事Cの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「10：25－10：30」中の非公開情報の内、16文字目から22文字目</li> </ul> <p>○2016年8月9日の副知事Cの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「16：30－16：55」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年8月12日の副知事Cの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表欄外の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年9月5日の副知事Cの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「11：22－12：00」中の非公開情報</li> </ul> <p>○2016年9月15日の副知事Cの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6行目の表左欄の非公開情報</li> <li>・6行目の表右欄の非公開情報の内、1文字目から9文字目及び23文字目から29文字目</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">※時間が記載されている欄を各一行と数えた。</p> <p>○2016年9月21日の副知事Cの日程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表欄外の手書き部分の内、最終行</li> </ul>
3	「NO.313」の「件名」欄の非公開情報
6	2016年8月8日14：32付けメールに添付された添付資料4「特定事件再発防止等対策本部作業部会（第2回）開催結果」中の非公開情報

別紙

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年 4 月 8 日 (收受)	<input type="radio"/> 諮問
令和 7 年 8 月 21 日 (第 259 回部会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年 9 月 29 日 (第 260 回部会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年 10 月 29 日 (第 261 回部会)	<input type="radio"/> 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
鍔 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和7年12月3日現在) (五十音順)